

年末年始は交通事故・なりすまし詐欺に注意！

人や車の動きが慌ただしくなり事故の多発が心配されます。一人ひとりが交通ルールや交通マナーを守り、交通事故の防止に努めましょう。
また、なりすまし詐欺の被害に遭わないために、日頃から家族など身近な人と話し合っておきましょう。

交通事故防止 3つのポイント

1 夕暮れ時や夜間事故に遭わないために

夕暮れ時や夜間は歩行者や自転車などが自動車から見えにくくなります。

- 歩行者と自転車は、反射材を着用し、自分の存在を知らせるようにしましょう。
- 自動車は、早めのライト点灯を心掛け、対向車・先行車がない場合にはハイビームを使用しましょう。



▲ロービーム・反射材無し ▲ハイビーム・反射材有り

2 横断歩道は歩行者優先！ 歩行者は横断歩道を使いましょう

信号機が無い横断歩道での交通事故の多くは、自動車の横断歩道手前での減速不十分が原因です。

- また、道路の無理な横断は、事故発生につながります。
- 自動車は、横断歩道手前での減速や、横断歩道での歩行者優先などの交通ルールを守りましょう。
 - 歩行者や自転車利用者は、道路を横断する時は、横断歩道を利用しましょう。



▲横断歩道は歩行者が優先です

3 3つの「10」を心がけよう

冬期間は、道路の積雪や凍結による事故が起きやすくなります。事故防止のためにも、車を運転するときには、**3つの「10」**を心掛けましょう！

- 10**分早めの出発
- 10**%減速
- 十分**な車間距離の確保



▲道路の積雪や凍結に注意！

Check 年末年始の交通事故防止市民総ぐるみ運動(12月10日～令和4年1月7日)

日没時間が早まることから早めのライトやゆとりのある運転などをお願いします。
ご紹介した3つのポイントを意識して交通事故防止を心掛けましょう！

Check 福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が10月12日スタート！

自転車の活用促進と自転車交通安全の実現を目的とした条例が10月12日に施行されました。
また、令和4年4月1日からは自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務化されます。



■問/生活課 ☎525-3787

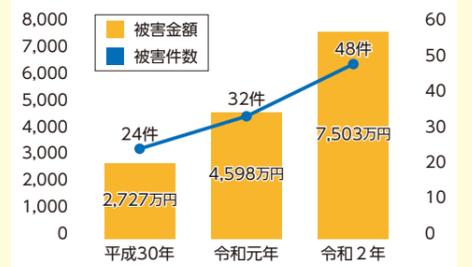
なりすまし詐欺にご注意ください！

令和3年1～10月にかけて、市内で15件、4,145万円の詐欺被害が発生しています。

中でも今年はおレオレ詐欺の被害が多く、これまでに6件、1,451万円の被害が出ています。

また、市役所職員をかたった還付金詐欺などの予兆電話も多数発生しています。

【市内】なりすまし詐欺被害状況(過去3年間)



なりすまし詐欺の代表的な手口

1 オレオレ詐欺

家族などを名乗り「事故を起こした」「会社のお金を使い込んだ」など逼迫した状況を装い、お金を要求する手口です。



2 還付金詐欺



市役所や税務署の職員を名乗り、税金や保険料の「還付金が出る」と誘う手口です。

3 預貯金詐欺

あなたの銀行口座が狙われた調査のためにキャッシュカードを預かる



警察官の他に、金融機関や公的機関などさまざまな役柄の人間が出てくる「劇場型」と呼ばれる手口もあります。

4 架空請求



手紙やメール、ウェブサイトなどで突然心当たりのない請求を突き付けて来る手口です。「裁判になる」などと言って脅してくる場合もあります。

なりすまし詐欺に遭わないためのポイント

- 最も有効な手段は「相手と話をしない」こと
- 電話でお金の話が出たら、詐欺を疑いすぐに電話を切る
- すぐに答えず、一旦電話を切って、家族や最寄りの警察署、消費生活センターへ相談する

電話は常に留守番電話に設定すること、迷惑電話防止機能を利用することが効果的です



Check 消費者ホットライン「☎188」をご利用ください

お近くの消費生活センターなどの消費生活相談窓口につながります。

■問/消費生活センター ☎525-3774
相談専用 ☎522-5999